

令和7年度地域における受入環境整備促進事業補助金
「交通サービス利便向上促進事業」
交付規程

令和7年4月18日

「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」事務局
(株式会社東急エージェンシー)

(通則)

第1条 地域における受入環境整備促進事業補助金(交通サービス利便向上促進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 株式会社東急エージェンシー(以下「事務局」という。)は、令和6年度第一次補正予算に限り、別表に掲げる旅客自動車運送事業者等が交通サービス利便向上促進事業を行う場合においては、この条から第23条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者(以下この条から第23条までにおいて「間接補助対象事業者」という。)に対し補助金を交付する。なお、この規程は、事務局が行う次条以降に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図るものである。

(補助対象期間の始期)

第3条 交通サービス利便向上促進事業に対する支援における補助対象期間の始期は、令和7年3月31日とする。

(交通サービス利便向上促進事業計画の提出)

第4条 間接補助対象事業者は、交通サービス利便向上促進事業を行う際は、公募要領等に定めるところにより交通サービス利便向上促進事業の概要を、補助金交付申請時に事務局へ提出しなければならない。

(補助対象事業等)

第5条 事務局は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として交付要綱に定められた経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において間接補助対象事業者に対し第8条に示す(交付の決定及び通知)を実施し、補助金を交付する(交付決定通知書を受領した「間接補助対象事業者」は、「間接補助事業者」となる)。交付にあたり、間接補助対象事業者は次の①から④に掲げるいずれにも該当しない者であることを、交付申請の際に宣誓することを必須とする。

- ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

- ② 法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの間接補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第7条 間接補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする際は、速やかに様式第1交付申請書、または事務局の定める電磁的方法による申請を事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする際は、暴力団排除に関する誓約書、及び事務局が別途定める交付決定条件の充足を証する書面を前項の申請に添付するものとする。

（交付の決定及び通知）

第8条 事務局は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があった際は、審査の上、交付決定を行い、様式第2交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 前条の規定による申請がなされてから、当該申請に係る第1項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は14日とする。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 間接補助事業者は、補助対象事業の内容を変更する際は、様式第3交付決定変更申請書を事務局に提出し、その変更について事務局の承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

- 2 事務局は、前項の承認に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 事務局は、前条の規定に基づき交付決定変更申請書の提出があった際は、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4交付決定変更通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（登録情報の変更等の申請）

第11条 間接補助事業者は、登録事業者情報（事業者名、代表者氏名、ご担当者名、ご連絡先、E-mailアドレス、振込先銀行情報）の内容を変更する際は、様式第5登録事項変更申請書を事務

局に提出し、その変更について事務局の承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

2 事務局は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 間接補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをする際は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面(様式自由)を事務局に提出しなければならない。

(進捗状況報告)

第13条 事務局は、必要があると認めるときは、間接補助事業者に対し、補助対象事業の進捗等に関する報告を求めることができる。間接補助事業者は、事務局の要求があった場合には、速やかに様式第6事業進捗状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、補助対象事業の全部が補助対象事業年度内に完了しない見込みとなったとき、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事務局にその旨を報告し、必要な指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者は、補助対象事業が完了(事業の中止等の承認を受けた場合を含む。)した際は、事業完了日から起算して10日以内又は別途に事務局より定められた日のいずれか早い日までに様式第7事業完了実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、やむを得ない理由により事業完了実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ事務局にその旨を報告し、承認を受けて必要な指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 事務局は、前条第1項本文の規定による事業完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8額の確定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払われるものとする。

2 間接補助事業者は、補助金の支払いを受けようとする際は、様式第9補助金支払請求書を事務局に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第17条 間接補助事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止、廃止又は譲渡等を行おうとする場合は、その旨を記載した書面(様式自由)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 事務局は、前条の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 間接補助事業者が、補助対象事業に関して虚偽の申請ないし報告を含む不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 間接補助事業者が、第5条ただし書きに定める宣誓に違反した場合
- 五 間接補助事業者が、補助金を活用して取り組む事業に対する国（独立行政法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
- 六 間接補助事業者が、第13条に定める事業進捗状況報告書を提出しなかった場合
- 七 間接補助事業者が、第14条に定める期限内に事業完了実績報告書を提出しなかった場合
- 八 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 事務局は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 事務局は、第1項第一号から第七号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の整理）

第19条 間接補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第20条 間接補助事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第21条 間接補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第22条 間接補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第23条 間接補助事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、事務局の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の処分をしようとする際は、あらかじめ様式第10財産処分承認申請書を提出して事務局の承認を受けなければならない。
- 3 事務局は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により間接補助事業者に利益が生じる際は、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させることとする。

別表

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内容	
交通サービス 利便向上促進 事業（間接補助 事業）	旅客自動車運送事業 者等による訪日外国 人旅行者が公共交通 機関でストレスフリ ーに旅行できる環境 を整備するための経 費	リフト付きバス	1 / 4 又は通 常車両価格（※ 1）との差額の 1 / 2 のいず れか少ない額
		連節バス、P T P S 車載器等、BRT の停 留施設の整備、サイクルバス、水陸両用 バス、オープントップバス、上記以外の バス（例：レストランバス 仮想現実等 の車内でエンターテインメントを提供 する車両等）、ジャンボタクシー、多言 語案内用タブレット、多言語翻訳シス テム機器、多言語案内サイネージの導入、 ホームページの多言語表記、多言語研修 の実施、多言語バスロケーションシス テムの導入、その他の多言語化に関する取 組、日本の交通ルール説明用多言語パン フレット等作成、訪日外国人旅行者運 転中ステッカー作成、訪日外国人旅行 者ドライブ支援アプリ開発、無料公衆無 線LAN（無料Wi-Fi）、クレジット決 済機器、交通系IC決済機器、二次元 コード決済機器、その他のキャッシュレ ス決済機器、ETC 読取機・プリンター の導入、バス車両又はバスターミナル のトイレの洋式化	1 / 3 （※2）
		情報端末への電源供給機器、非常用電源 装置	1 / 2

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第11報告書に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. （※1）の補助率については、通常車両価格はリフトを取り付けない同型車両の価格とする。
4. （※2）のうち、ジャンボタクシーの補助率については、1両あたりの補助上限額は60万円とする。